

DPC評価分科会報告

平成18年1月

診療報酬調査専門組織DPC評価分科会

分科会長 西岡 清

平成17年11月16日に開催された中央社会医療保険協議会・診療報酬基本問題小委員会の付託を受け、平成17年11月30日および平成17年12月21日にDPC評価分科会を開催し、新規にDPC対象病院となる病院の基準、および、包括評価の範囲の見直しについて検討し、以下のように取りまとめたので、報告を行う。

1. 新規にDPC対象となる病院の基準について

新規にDPC対象病院となる病院の基準について、急性期入院医療を提供する病院として具備すべき要件等に関する技術的検討を行った結果、次のような基準が妥当であるとの結論を得た。

○ DPC対象病院となる希望のある病院であって、下記の基準を満たす病院。

① 看護配置基準 2:1以上であること。

※ 現在、2:1を満たしていない病院については、平成20年度までに満たすべく計画を策定すること。

② 診療録管理体制加算を算定している、又は、同等の診療録管理体制を有すること。

③ 標準レセ電算マスターに対応したデータの提出を含め「7月から10月までの退院患者に係る調査」に適切に参加できること。

○ また、上記に加え、下記の基準を満たすことが望ましい。

④ 特定集中治療室管理料を算定している

⑤ 救命救急入院料を算定している

⑥ 病理診断料を算定している

⑦ 麻酔管理料を算定している

⑧ 画像診断管理加算を算定している

2. 包括評価の範囲の見直しについて

DPCに係る包括評価の範囲の見直しについて、現行の包括範囲であってドクターフィー的要素が強い項目、あるいは現行の包括範囲外であってホスピタルフィー的要素が強い個別の診療報酬項目について、関係学会等の要望等を踏まえた技術的な検討を行い、次のように、包括評価の範囲の見直しを行うことが妥当であるとの結論を得た。

- 画像診断管理加算について、包括評価の対象外とする。
- 手術前医学管理料および手術後医学管理料について、包括評価の対象とする。

(参考) 中医協資料より抜粋

○ 新たにDPC対象病院となる病院の基準について

新規にDPC対象病院となる病院の基準については、診療報酬調査専門組織DPC評価分科会において、急性期入院医療を提供する病院として具備すべき要検討に関する技術的検討を行うこととし、その結果を踏まえ検討してはどうか。

○ 包括評価の範囲の見直し

「基本方針」(平成15年3月閣議決定)においては、包括範囲はホスピタルフィー部分とすることを基本的考え方としており、現行の包括範囲については下表のとおりであるが、包括範囲の在り方については、診療報酬調査専門組織DPC評価分科会において技術的検討を行うこととし、その結果を踏まえ検討してはどうか。

〔現行の包括範囲〕

入院基本料、検査、(内視鏡検査、診断穿刺・検体採取、病理診断、病理学的検査判断、選択的動脈造影カテーテル手技を除く)、画像診断(選択的動脈造影カテーテル手技を除く)、投薬、注射、1000点未満の処置料、手術・麻酔の部で算定する薬剤・特定保険医療材料以外の薬剤・材料 等